

第2回学都松本・教育100年を語る会講座

小学校はなにを学ぶところ？～旧開智学校校舎の資料から～

平成30年7月28日（土）

松本市立博物館 講堂

おはなし：重要文化財旧開智学校学芸員 遠藤 正教さん

旧開智学校の学芸員をしております、遠藤と申します。よろしくお願ひします。今日は「小学校はなにを学ぶところか」というテーマでお話させていただきたいと思ひます。前回は、私が旧開智学校で働いていて一番面白く思っていたテーマを話してしまったので、2回目は何を話そうか考え、学都100年、これからの教育を考えるにあたって旧開智学校の資料を使って何を考えられるかいろいろ検討したのですが、「そもそも小学校とはどのようなところか」ということを考えるきっかけになるような話ができればよいと思ひ、このようなテーマにしました。

少し小さいですが、男の子が本を読んでいる写真があります。前回の話にも出てきましたが、これは特別学級(夜間学校)の教室で勉強している男の子の写真です。商店の法被のようなものを着てみんなで勉強しています。子どもの写真をトップにもってきたのですが、今日はあまり子どもが出てくることはなく、どちらかというとな大人の話ばかりになっています。「小学校はなにを学ぶところ？」というタイトルにしたのですが、どちらかというとな「何を学ばせるか」という話になっていくと思ひます。

「そもそも小学校は何を学ぶところか」ということを考えたときに、やはり法律・法令によって定められている教育施設なので、どのようなことが書かれているか確認してみました。すると、昭和22年の学校教育法に小学校の目的が書かれていました。「小学校は、心身の発達に應じて、初等普通教育を施すことを目的とする。」という簡潔な言葉ですが、これが小学校の目的として定められています。その下に小学校で学ぶべきことがいくつか定められているのですが、

- 一、学校内外の社会生活の経験に基き、人間相互の關係について、正しい理解と協同、自主及び自律の精神を養うこと。
- 二、郷土及び国家の現状と伝統について、正しい理解に導き、進んで国際協調の精神を養うこと。
- 三、日常生活に必要な衣、食、住、産業等について、基礎的な理解と技能を養うこと。
- 七、健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養い、心身の調和的発達

を図ること。

といったことが小学校の目的として定められています。なお、省略した四～六には全て「日常生活に必要な国語・算数といったものを習得する」といったことが書かれています。小学校というのは心身の発達に応じて初等普通教育、その中身としては日常生活に必要なさまざまな能力を養うことを目的としていて、その中には「国際協調や健康・安全で幸福な生活のために」といったものも含まれてきます。参考までに中学・高等学校の学校教育法の文書も読みあげたいと思います。

- ・小学校における教育の目標をなお十分に達成して、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。
- ・社会に必要な職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

これが中学校で学ぶべきこととして定められています。義務教育が終了となり卒業して働くという選択肢もあるので、内容としては国家・社会で生き抜くために必要な知識や技能、勤労に関する観点が入ってきます。高等学校の目的は中学校と似ているのですが、

- ・中学校における教育の成果をさらに発展拡充させて、国家及び社会の有為な形成者として必要な資質を養うこと。
- ・社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、個性の確立に努めること。

とあり、大学は専ら専門教育、高等な学問をするところと定められています。現状の法律をみると、まず小学校で日常生活に必要な一般的な知識・技能を学び、中学校で国家・社会において必要な資質を養い、高等学校でそれをさらにすすめるという段階になっていることがわかるかと思います。私は今回初めてこれを読んで小学校の目的を知ったのですが、「自分が小学校に通っていた頃、先生はこのようなことを考えていたのかな」と思うと、少し不思議な感覚になりました。この「学校」ですが、小学校は近代になってからできたものです。「学校」という勉強する場所は藩校や寺子屋といった形で古くからあるのですが、小学校は近代になってから学制によって定められた教育施設ですので、非常に新しい組織になります。では、この学制を定めた明治政府はどのようにして小学校を必要としたのかという話に移りたいと思います。

明治政府がどのようにして国を作ったかという話から始まるのですが、大政奉還や王政復古の重大令、幕末の戊辰戦争といった動きのなかで、明治新政府がこれからの国の新しい方針として打ち出したのが五箇条の御誓文です。

一 広く会議ヲ興シ万機公論ニ決スヘシ

- 一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ経綸ヲ行フヘシ
 - 一 官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメン事ヲ要ス
 - 一 旧来ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
 - 一 智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ
- 我国未曾有ノ変革ヲ為ントシ朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ天地神明ニ誓ヒ大ニ斯国是ヲ定メ万民保全ノ道ヲ立ントス衆亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ

この中に「智識ヲ世界ニ求メ」という言葉があり、これがのちに学校を重視することにつながっていくのですが、「学び」が新時代の方向性として項目を設けられているというところから、明治政府の学校政策が始まっていきます。この五箇条の御誓文に「智識ヲ世界ニ求メ」という観点が入ってくるということは、この段階で既に時のリーダーたちがその必要性を認識していたということになります。

最初に学校の必要性を唱えたのは木戸孝允だといわれています。彼が明治元年に書いた手紙にそれが載っているのですが、

元来国の富強は人民の富強にして、一般の人民無識貧弱の境を離れること能わざるときは王政維新の美名も到底空名に属し～付ては一般人民の智識進歩を期し、文明各国の規則を取捨し徐々全国に学校を振興し大に教育を布かせられ候儀、則ち今日の一大急務と存じ奉り候

とあり、ここに近代的な学校制度の始まりがあるといわれています。こうした「学校を設けて広めていくことが今日の一大急務です」ということを、木戸孝允は明治元年に述べています。大久保利通も翌年、同様に「先ず無識文盲の民を導くを以て急務とすれば、従前の俗を失はず教化の道を闡き学校の制を設くべし」と述べています。明治新政府を主導したリーダーたちは共通して、「国を強くするためには学校のようなものを設けて、一般人民の知識を高め技術を身につけさせなければならない」という考えがありました。これは、後進国として当時抱えていた諸問題の解決のために教育の普及を掲げたということになります。そもそも維新が起きたのも、そのとき日本が大変な危機に瀕していたからだといわれています。「外国が実際に攻めてくる」という危機意識が非常に強くあり、「このまま江戸幕府に任せてはいけない」ということで薩長を中心とした雄藩が立ちあがっていくのですが、「江戸時代のような身分制度に基づく『それぞれの^{（4）}箠監を果たしていい国家を作ろう』という考え方ではすでに立ち行かず、国を挙げて国民一人ひとりを強くし国力を上げないと国が危ない」といった認識があり、明治維新がスタートしていきます。

明治政府がまず取り組んだのが近代化であり具体的には富国強兵や殖産興業

なのですが、「これらを支えるためには知識や技能を持った国民を育てなければならぬ、だから学校を作るのだ」ということで学制がスタートしていきます。こうした「『対外国』に関して日本が危ない」という意識はしばらく続いていきます。明治13年には、教育雑誌に「教育を盛大にしなければ西洋諸国の奴隷となるぞ、だから学校に理解のない親たちは急いで子どもを学校に通わせなさい」という一般の人による投稿があり、明治13年の段階でも「教育を盛んにしなければ西洋の奴隷になってしまう」という意識が続いています。そうした意識の上に誕生したのが学制です。この学制によって小・中学校や大学が初めて制度的に確立され近代的な学校制度がスタートするのですが、その序文が非常に有名です。

人々自（みづか）ら其身を立て其産（さん・しんだい）を治（をさ）め其業（げふ・とせい）を昌（さかん）にして以て其生（せい・いっしょう）を遂（とぐ）るゆゑんのもの他（た）なし身を脩（をさ）め智（ち・ちえ）を開（ひら）き才芸（さいげい・きりょうわざ）を長（ちょう・ます）ずるによるなり而て其身を脩め知を開き才芸を長ずるは学（がく・がくもん）にあらざれば能（あた）はず是れ学校（がくかう・がくもんじょ）の設（もうけ）あるゆゑん

「人々が良い暮らしをするためには自分の知識や才能を伸ばしていくほかありませんが、それには学校しかありません。だから学校を建てるのです。」といったことが謳われています。また、学制の序文には

自今（じこん・いまより）以後一般（いごいつぱん・のちいちどう）の人民（ひとびと）華士族農工商及女子必ず邑（いふ・むら）に不学の戸なく家に不学の人なからしめん事を期（き・まつ）す

ともあり、「村中、家の中に学んでいない人がいないように」ということが述べられています。また、学制のなかで特徴的なのが「学問は身を立てる財根・元手である」ということです。「身を立てる元手」というのは、「良い暮らしをするためには勉強するしかない」ということにつながってくるのですが、「勉強さえすれば大臣にもなれ、お金も稼げて良い暮らしができる」ということを述べています。この学制は福沢諭吉の『学問のすゝめ』の精神に非常に影響を受けたと言われ、そうした開明的な思想に基づいて作られたのがこの学制です。先ほど「『国が危ない』という危機意識から学校を作らなければならない」という話をしたのですが、そうした危機意識は学制に文章として反映されていません。「学校を作らなければならない」ということは述べられているのですが、学制自体は人々に夢や希望を持たせる内容になっています。これはのちの話になりますが、まだ学校がない地域に施設を建てることになるため「勉強することは有意義である、自分たちの利益になる」ということを示す必要があったからな

のではないかとされています。

こうしてスタートした小学校ですが、学制の中で国民皆学の精神をもとにさまざまな学校が定められています。小学校の種類だけで「尋常小学」「女児小学」「村落小学」「貧人小学」「小学私塾」「幼稚小学」の6つがあります。尋常小学は一般的な小学校、女児小学は尋常小学の科目に加えて女性に必要な手芸・裁縫を教える学校として規定されています。村落小学は農村等での開校と、教則を簡単にして農作業の合間に授業を行うことを想定しており、「夜間学校もあり」と書かれています。貧人小学は貧しい家庭の子どもために富者から寄付金を募って運営する学校で、「仁恵学校」とも書かれています。小学私塾は、お金や子どもが集まらない等の理由で小学校を作ることができない地域において、小学教科の免状を持った人が自宅で教えることができるものです。これら5つは、国民皆学に向けてさまざまな形態の学校を用意し皆に勉強してもらうために作られています。幼稚小学は、現在の幼稚園・保育園の段階の子どもたちを対象に、尋常小学に入る前の端緒を教えると書かれています。このように、明治5年の学制の段階で個々の子どもたちの事情に合わせた方向性が既に示されていますが、実際に実践できたかどうかは怪しいところがあります。開智学校でも、明治10年代には「夜間学校はなし」といった記述が多く、小学私塾が多かった一方で村落小学や貧人小学は数が少なかったのではないかとされています。

この時期の松本の教育は全国トップといえます。現在の松本に県庁があった筑摩県は明治7年・8年の就学率が全国トップで、明治9年の途中には筑摩県庁が火事で焼失してしまい長野県と合併するのですが、全国1位を保ちます。しかし明治10年に2位に後退し、県名が変わった明治8年から9年の間には就学率は急激に低下し、筑摩県では明治8年に70%以上だったのが長野県に合併後の明治9年には63%まで落ち込みます。これは、筑摩県と長野県では長野県の就学率の方が低かったため、合併により就学率が低下したといわれています。この筑摩県の就学率が全国1位となったのは、永山盛輝さんのおかげといわれています。この方は馬で県内中の村々を走って回り、「学校を作ろう」「これからの時代に学校は必要だ」と述べています。明治8年に新潟に転任してしまうのですが、新潟県でもさまざまな学校を作って就学率の向上に努めた方です。こうした方のおかげで、学制における松本は非常に教育が進んだ地域といわれていました。この象徴が旧開智学校校舎です。永山盛輝さんは、旧開智学校のような派手な校舎は求めていませんでした。校舎は虚飾に流されず質実剛健なものを求めていたのですが、当時の松本の人々はお金もあり文明開化への熱意も高くあのような派手な校舎ができました。しかも費用の7割は学区内の住民が負担していることから、教育への期待が非常に高かった地域といえます。

こうして学制とともにこの地域も華々しく学校がスタートしたわけですが、すぐに困った事態が起きます。それが、次の教育令が施行されて以降になります。

学制が施行され全国各地に学校ができていくなかで、それから 7 年後の明治 12 年に学制が廃止され教育令が施行されます。これは「自由教育令」といわれるほど、地方や各学校に教育の裁量権を認めたものといわれ、「各地域で実情にあった教育をしよう」ということで教育令が定められます。アメリカの制度を参考にした開明的・先進的な教育制度でしたが 1 年で頓挫し、翌年の明治 13 年には改正されて官による統制が強化されました。これは時期が悪かったこともあるようですが、このとき自由民権運動が盛んになり、かつ自由教育令によって自由にさせたらみんな学校に行かなくなってしまうという話があります。実は、全く同じ事態が開智学校でも起きました。明治 12 年に教育令が発令されてから明治 18 年頃まで、開智学校は非常に停滞し衰退期を迎えていました。先ほど「学制は人々に非常に夢を持たせる内容だった」というお話をしましたが、その夢は教育令が出る頃には覚めてしまい、「学校で勉強しても何の役にも立たない」という風潮が広がっていました。当時の教育雑誌には「多分のお金を使って貴重の手間をつぶしてまで日常役に立たない学問を成すよりは、むしろ鋤鋤農の扱い方でも習わせておいた方がよっぽどましだ」といった投稿が出てきます。他にも、明治 14 年頃には「人々はなお、旧事の寺子屋を慕って小学校にお金を出すことを拒んでいる」といったことが言われています。学制で謳った夢は壮大なものだったのですが、それを実現できるだけの社会にはなっていなかったこともあり、すぐに「勉強なんか役に立たない」「虚飾教育」といった批判を受けることになります。そのときの開智学校はといいますと、今ある洋風の校舎を建てるために巨額の借金を重ねていたこともあり、閉校届を出す騒ぎとなります。もともと開智学校の新築予算は 8,000 円だったのですが、担当者が勝手に 11,000 円まで増額してしまったそうです。この工費増額により借金が増え、明治 13~14 年頃は教員の給料も払えないほどお金がなかったようです。明治 13 年頃から教員の給料が 2 ヶ月遅れで支払われるようになったという記事があり、明治 14 年にはついに教員に給料が支払われないことが問題となりました。この閉校届を出すときがまさにそうだったのですが、学務委員という学校の役員が勝手に閉校届を出すことを決めたそうで、それに反対したのが先生たちです。板橋先生という方が中心となって、役員と対立します。一旦、閉校届の提出は中止になりますが、教員の給料は引き続き支払われなままでした。そのなかで板橋先生たちは話し合いをして、「今はこのような状況だが、開智学校を立て直すまでは無給で教育を続けましょう」という約束をして授業を続けたといわれています。その後、校内の改革や校費の支出を極限ま

で切り詰めて閉校の危機は免れたのですが、開智学校はかなり衰退していました。当時、南深志町と北深志町は一緒になっていたのですが、仲違いにより南深志町と北深志町に分かれてそれぞれ別の学校を作ろうとし、南深志町の人が勝手に学校に忍び込んで南深志町の子ども用の机と椅子だけを持ち出して違う教室に運び込み、その教室に鎖をかけて実力行使で開智学校を分断したという事件も起こりました。それほど、当時の開智学校は危機的状況にありました。わずか5年前は全国一素晴らしい校舎だと盛りあがったのですが、あっという間に転落してしまいます。

こうした教育の衰退が全国的に問題になったとき盛りあがってくるのが「先生たちに求められた資質」です。「小学校教員心得」は、先生はこうあるべきだということを定めたもので、「教員たるものは殊に道德の教育に力を用い生徒をして皇室に忠にして国家を愛し…」といったことが、先生の心得として文書で発行されます。もうひとつ同じ時期に、東筑摩郡役所で「学校管理之心得」というものを出しているのですが、そのなかにひとつ面白いものがありまして、
教師は無限の勉強をなし其場所校舎什器をして最良の状態を得せしめ、学科を解釈するの用に供すべき方術は遺漏なく之を蒐集し又氣力を励まして記憶を強くし困難に遇うて能く之を凌ぎ且各生徒の性質器量を知り各其分に
応じて業につかしめ又各生徒の能力を喚起し其方向を指示せざるべからずと書かれています。先ほどの教育衰退期に先生たちもやる気がなくなってきてしまい、開智学校でも、子どもが学校に行っても一向に先生が来ないため結局一日ふらふらして遊んで帰るという事態が起き、「これなら行かない方がいいのではないか」といった話が出てきます。他にも、学校で飲酒をして授業をしないといったような話が多く挙がるこの時期に「先生はこうあるべきだ」ということが盛りあがってくるのですが、特に「小学校教員心得」には、のちの「教育勅語」につながるような「皇室に忠にして国家を愛し」という観点が既に出てきています。こうしたものが出てきた背景にも自由民権運動があります。明治政府にとって自由民権運動は国の危機であったため、教育がそれに流れようとしていたときにこうした「小学校教員心得」や、その後続く官による教育の統制強化といったものが起こっていくのですが、国の情勢によって教育が変化していくというのはこの頃から始まっています。

次は小学校令になります。教育令の時期を終えて明治22年に大日本帝国憲法が制定される、日本が近代国家として確立する時期の小学校の話になります。始まりは明治19年に制定された第1次小学校令で、このとき初めて「父母後見人等ハ其学齡児童ヲシテ普通教育ヲ得セシムルノ義務アルモノトス」とあるように、義務教育が明文化されています。その次の第2次小学校令(明治23年)では、初めて小学校の目的が定められます。明治23年は大日本帝国憲法が制定

された翌年で、教育勅語が制定されたのと同じ年です。「小学校ハ兒童身体ノ発達ニ留意シテ道德教育及国民教育ノ基礎並其生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス」といった文章になっており、「道德教育や国民教育、その他生活に必須な普通の知識・技能」というのは、帝国憲法や教育勅語によって示された国家の形や方針が反映されたものになっています。この時期から、小学校は「国民を育てるもの」に変わっていきます。まず文部大臣森有礼が進めるのですが、このときもやはり学校の目的としては「国をいかに強くするか」ということで、「国を支える臣民を育てるためには国民教育が必要である」といった観点のもと、小学校の整備がなされていきます。ただ、森有礼は面白い経歴の持ち主で、外国に精通しており、福沢諭吉らと勉強会をしていたことから開明的な思想を持っていたといわれています。森有礼による国民教育ではまず、約6時間あった修身の時間を約1時間にまで大幅に減らし、その代わりに体操を増やしています。「国民教育」という言葉ではあるのですが、教育勅語的な姿ではなく「一人ひとりが能動的かつ主体的に活動・生活をし、国を強くしていく姿が理想である」と考えていたようです。ただ、この森有礼の教育改革は彼の暗殺により頓挫します。彼は、大日本帝国憲法が制定される際に天皇に無礼を働いたという理由で暗殺されてしまいます。森有礼が生きていたらこの後の展開は変わっていたかもしれませんが、彼が暗殺されたことにより明治23年の小学校令からは教育勅語をもとにした国民教育が始まっていきます。

この時期の開智学校は、前回も紹介した寄藤好實校長の学校改革の時期にあたります。「各自互に主義を立て一校の世論を創出すべき」として、「憲法や教育勅語によって示された教育の方向性に対し、先生がそれぞれ自分で考え一校の世論を作りましょう」といったことを行っています。この時期の開智学校ではさまざまな興味深い取り組みが行われていて、教育勅語の制定と同じ年に能力別教育が始まっています。「成績不良児学級」という名簿が残っていて、学力差が次第に問題となり、それを解消するために成績の低い子たちを集めたクラスに学年で一番優秀な教員をつける取り組みを明治23年に始めています。他にも特別学級や夜間学校の設置、子守教育の開始、校訓の制定などがありますが、特に、若い先生の個々の研究がこうした子守教育や能力別学級といった取り組みとして実践されているのがこの時期の特徴です。スライドには子守教育の写真も載せてあります。これは「子守教育所」という組織になってからのものですが、この子たちは幼いころから、昼間は他人の家に子守の仕事に出て働いているため学校に行けませんでした。そこで、師範学校(現在でいう大学の教職課程のようなもの)を卒業したばかりの若い先生が自分の空いた時間を使い、放課後にその子たちを集めて勉強し始めたのが子守教育の始まりとされています。この時期の開智学校は教職員の研究を非常に奨励していて、さまざまな面白い

取り組みが行われていた時期です。

次は小学校令の後半(第3次・第4次)になるのですが、この時期に行われたのが澤柳政太郎による学校改革です。明治33年には小学校の授業料無償化や国語科の創設を行い、児童の成績の考査を試験によるものから平常の学業成績に変更し、なかでも雇用による児童就学の妨げを禁止したというのは画期的な出来事でした。加えて、明治40年に義務教育を「小学校6年」に延長したことで、現在にも続く小学校の仕組みができあがったといわれています。小学校令は第3次・第4次とも澤柳政太郎がリードしたといわれています。この時期の開智学校も、寄藤校長のときと同様に非常に活発な様子を示しています。その後三村寿八郎という校長先生に変わっているのですが、この方がまず進めたのは「一市一校制」です。これは「同じ校訓を定め、同じ校歌を歌い、同じ授業方針で勉強していれば、松本の子どもは皆、松本を愛する子どもになる」という理念のもと進められていきます。他にも、記念館を設置して社会教育を重視したり、運動会や修学旅行など体を鍛えるための取り組みも盛んになっています。明治41年には「学科研究会の発展策」という面白い意見書が出ており、

小学校の教育者は感化事業として純良潔白なる特性を有し、連続的なるよりして忍耐克己、日進月歩の修養を以て実力を作らざるべからず且つ又具案を要するより児童心理に能を有せざるべからず、即、教育学、倫理学、心理学、学科の研究を要し且つ又其の奥義を研めて自信あるに至らざるべからず其の他常識、性格の発達完きを得て始めて天下に称号し得べき小学校教育者と云ひ得べく

と書かれています。これは、開智学校のとある先生が学科(教育の研究会)の重要性を説いた意見書なのですが、

今や天下に教育者の無氣力を叫ばれ、無勢力を唱はれ、他の社会に活力なき生仏也との尊号を受くるに至るは一は以てこの研究に於ての奥義のなきと活用等の力の乏しきによる

といった考えのもとで書かれています。明治41年は寄藤・三村両校長のもと非常に様々な取り組みが行われているにもかかわらず、当時の先生たちはこのようなことを書いています。明治時代は教員の個々の研究や実践が非常に強く出る時代でしたが、大正以降はあまり開智学校でもこうした強烈な意見書というのはなくなっていくます。

続いて大正期の教育になります。大正時代は小学校令が継続され、法令の制定や改正はありませんでした。ただし、一般的には「大正新教育」といわれる個性尊重の風潮が強くなっています。石川啄木が小説のなかで「今時の青年は国家と他人のような境遇になっている」と書くほど個人主義が流行してしまし

た。また同時に、社会主義も広がっていた時期でもあります。それに対して、教育に関する法令は特に変わることはありませんでしたが、その対応策として「戊申詔書」や「国民精神作興ニ関スル詔書」といった教育勅語の補完版のようなものが制定され、「忠実・勤儉や国民の道徳を重視しなさい」といったことが行われています。

大正期～昭和初期の開智学校では、先ほど述べた一市一校制によって児童の個性を尊重することがあまりできていませんでした。全校生徒が8,000人を超える学校でしたが、実はこれにはカラクリがあり、「松本尋常高等小学校が松本市内でただ一つの小学校」となっていました。どういうことかということ、松本市内には松本尋常高等小学校1校のみで、開智・源池・筑摩・鎌田といった各地区にあるのはその部校でした。もちろん校舎は別々で、各校に校長にあたる部長がいましたが、組織としては松本尋常高等小学校1校のみだったので全校生徒が8,000人となっていました。この時期の開智学校は、学級数が150、先生数が190人、全校児童が8,500人です。真偽は定かではないですが、三村校長先生の話はマイクや拡声器なしで8,500人全員に行き届いていたといわれています。開智学校では児童の個性を尊重する動きはあまり盛りあがりなかったのですが、文芸雑誌にはその影響が出ていますし、先生個人の研究のなかでは児童の個性を尊重するということが大きく取り上げられていました。

ただ、昭和になると経済恐慌から戦争の時代へと移っていきますので、次第にこうした浮ついた雰囲気はなくなっていきます。戦時体制の振興が行われ、修学旅行や遠足は全て鍛錬になります。また、経済恐慌で不況になると生活実践型の教育が流行したといわれています。それが「綴り方教育」や「郷土学習帳」の盛り上がりとなるのですが、日々の生活を作文にして書かせることによって生活に関わる原理を学び、自分の生活を見つめ直すことによってよい生活の実践ができるようにするのが綴り方教育であるといわれています。また、郷土学習というのは農村復興を主な目的とし、郷土を愛することによって経済が疲弊してしまった地域を盛り上げるために盛んに行われたといわれています。

その後、国民学校令や戦時教育令が制定されるなど、戦中になると小学校は学校の体を成さなくなります。国民学校令によって定められた小学校の目的は「国民学校ハ皇国ノ道ニ則リテ初等普通教育ヲ施シ国民ノ基礎的鍊成ヲ為スヲ以テ目的トス」とあり、まだ初等普通教育を施していた文言は残っていますが、皇国の道に則り基礎的鍊成を成す目的に変わり、戦争を勝ち抜くための人材育成に大きく傾いています。ただ、国民学校令で特徴的なのは、義務教育の修業年限が延長されている点です。実施はされませんでした。それまで6年だったものが8年に延長されています。しかしこれも戦局の進展・悪化とともに放棄され、昭和20年5月に戦時教育令が制定されると「学徒ハ尽忠以テ

国運ヲ双肩ニ担ヒ戦時ニ緊切ナル要務ニ挺身シ平素鍛錬セル教育ノ成果ヲ遺憾ナク發揮スル」ことが目的となってきます。「初等普通教育」といった言葉もなくなっています。この時期の開智学校は、これまで紹介してきたような先生たちの考えはあまりわからない時期です。実際に書かれたものは少なくとも存在しますが、本当に先生が思って書いたものなのか判断がつかないものが多く、ただ押し並べて「大政翼賛」「戦争にその身を捧げる」といった内容になっています。ですので、学校日誌から学校の様子を紹介します。

昭和19年2月には「校長より時局いよいよ急を告げる際、全校児童に真剣なる日々の生活を為す様懇々と注意あり」、6月には「海軍点呼のため初一年は城山へ行軍、南校舎、体操場貸与につき初五年、高一年、高二年は初一年教室及び理科室使用して授業をなす」と記録が残っています。この時期、陸軍や海軍が学校を使用し、そのために子どもたちが勉強の形態を変えることが多くありました。昭和20年になると「軍用皮なめしの原料をとるために全校児童が出勤した」とあり、7月になり本当に差し迫ってくると「勤労援労週間」といって、小学4年生以上の子は授業をしなくなります。「家の手伝いをしてこい」と言い、子どもたちは学校に来なくなります。その9日後には疎開の話が出ていますし、8月1日には「食糧増産並戦時に緊要なる要務に挺身のため国民学校授業停止に関する通牒」が来ます。この時期は、小学校が戦争に振り回されていた時期です。

スライドは以上になります。堅い話が多かったのですが、小学校がどのような目的で生まれどのように変わっていったのかをここまで紹介してきました。参考資料の方にそれぞれの時代の文書をまとめてあります。五箇条の御誓文から始まり、学制序文、教育令、小学校令、大正時代の教育、国民学校令、学校教育法と変わっています。時代を追って見ていきますと、小学校の目的のなかで「小学校は何をやるどころか、何を勉強するどころか」という点についてはどの時代もあまり変わっていません。学制において既に「小学校は初級の教育を施すところ」とあり、教育令も「小学校は普通の教育を児童に授けたところ」と定め、その次の小学校令では「道德教育」「国民教育」という言葉が出てくるのですが、「生活に必須なる普通の知識・技能を授ける」とあり、国民学校令にも「初等普通教育」という言葉が残っています。学校教育法においても「初等普通教育」とあり、「初級の教育を施すところが小学校です」というのはどの時代も変わらないのですが、「なぜそれを教えなければならないのか」というところは時代ごとに異なります。五箇条の御誓文から学制に至るまでは、「知識を世界に求めることが必要だから」「そうしないと国が危ないから」といったことが出てきます。教育令のときには、今度は世界ではなく自由民権運

動に対応するために法令が変わっていきます。自由教育令で失敗したこともありましたが、とにかく官の統制を強めなければ自由民権運動の盛りあがりに対応できないということで教育令が変わっていきます。小学校令の時は、「日本帝国」というようになっていくのですが、近代国家を確立しなければならないということで、道徳教育や国民教育といった観点が入ってきます。大正時代は特に法令の動きはないのですが、それでも「大正新教育といった浮ついた風潮が盛りあがってきてしまっているので天皇の詔書をもって引き締める」ということは行っています。国民学校令から戦時教育令は戦争のための法令改正になります。「基礎的錬成を成す」ことや、戦時教育令にいたっては勉強そっちのけで「戦時に緊切なる要務に挺身する」ことが第一の目標になっています。戦前は、こうした国家の必要性から法令が改定されていく様子が如実に表れていると思います。学校教育法ではそうしたものが全て取り払われ、「心身の発達に応じて、初等普通教育を施すことを目的とする」という文章になっています。

これは、私が個人的に思ったこととして聞いていただきたいのですが、今回「小学校は何を学ぶところか」ということをやってみようと思い、その基礎となる法令や国の動きをみていくなかで、小学校はやはり国が作ったものですので国の目的や情勢に影響を受けることは避けられません。近代化や自由民権運動、「日本帝国を作らなければならない」「戦争に勝たなければいけない」といった各時代のさまざまな背景や動きが小学校の制度にとっても大きな影響を与えているということがわかりました。現在は、小学校はどちらかというとな国のためではなく個人それぞれがどう生きるか、より良い人生を生きるために勉強していく方向を向いています。

少し面白い話があるのですが、前回お話した図画の話のなかで「明治時代の子はとにかく絵が上手だが、大正時代以降だんだん下手になっていく」という話をしたのですが、美術館からそれに関する本を借りて読んでいたら、明治時代の臨画が大正時代にかけて崩れていく背景には、「図画の授業で教える絵の描き方が多様化したことがある」と書いてありました。明治時代は臨画中心なので、とにかくお手本に正確に描く授業が繰り返し行われました。大正時代になると臨画だけではなく写生・思想画や手工も入ってきて、図画工作の授業で勉強する内容が増えてきた時期といわれています。そうすると先生は臨画ばかりやるわけにはいかないので、さまざまなことを教えるなかで相対的に臨画の精度が落ちてきたといわれています。本を読みながら「学ぶことが増えるとそれぞれを深めることができなくなっていく」という危険性を感じました。最初に「小学校は何を学ばせるところか」という話をしましたが、法令の改正が国の目的に左右されていたように、「小学校で子どもたちに何を勉強させるか」は大

人が考え作るものです。「大人たちが子どもたちに何を学ばせるか」を、私たちはこれから真剣に考えなければならないと思いました。ただ同時に難しいのは、社会が非常に多様化している今、さまざまな趣味や楽しいこと、多くの選択肢があるなかで、どこに向かっていったらいいのかわからないという事態も出てきています。臨画の話に象徴されるように、戦前において知識や技術が非常に高まっていくのは具体的な目標が定まっていたからというものもあると思います。澤柳さんも言っているのですが、日露戦争において国が「戦争に勝つ」という一つの目標に向かっていくなときは非常に経済が発展します。日露戦争後は賠償金が取れず経済不況になっていくのですが、それでも国民生活は豊かになっていきました。「何か目標があると皆それに向かって邁進できる」ということが戦前はより強く出ていたので最終的には戦争につながって行ってしまったとも思うのですが、それがなくなった現在、子どもたちに何を学ばせたらいいのかということをよく考えなければならないと今回感じました。「ではどうしたらよいか」ということは全く分からないのですが、澤柳さんがとても良いことを言っていたので、それを紹介して終わりにしたいと思います。大正時代に彼が書いた文章なのですが、

何万人あっても何百万人あっても同一の顔をしている者はいません。彼の指紋ですら各様で同一のものはひとつもないということです。最も複雑な精神や性格が万人万用であるは大いに了解されます。その質においてもその量においても千差万別なのは当然のことです。教育は、それぞれの人の特質・特徴をその天分のままに発育せしめたならば、その目的を達したものといえます。どんな教育もその天分を変更することはできない。ただ、教育の如何に因りて教育すべきを押さえ、もしくは発芽したるものを摘み取り、または発育すべき素質を十分に発育せしめないということがあります。簡単に言えば、愚かなる生まれつきのものを賢いものに変質することはできない。しかし、その天分を天分のままに発育せしめるには適当なる手段が必要です。この教育の力を借りなければ賢く生まれたるものを賢く成長させることはできません。教育の力は偉大なるものといえるが、また頗る限られたものと言うこともできます。然るに、世に教育の力を過信する者がいます。親の内にもあるし教育者の内にもある。教育の力は過信してもいけない。軽視しても悪い。世間の親は随分勝手に、あるいはその子を良くするも偉くするも教育者の力であると考え。しかし必要なのは、まずその子の天秤・天分が如何なるものかを虚心坦懐に考えてみななければならないことです。世間の親はその子に対して更生の判断を下すことを誤る者が多い。その子を見誤るということは決してその子のためになりません。親といえども、その子の出来・不出来や性質を間違いなく見るということはなかなか難しい。ただ、常に戒めるべき

は即断・横断を避けることである。児童期の間は変化が甚だしいものである。故に、一時の表現を見て速断を下してはいけません。

今後学びを 100 年考えていくにあたって、今はなかなか正解が見えない時期だと思いますので、「ではどうすればいいのか」という問いの答えにつながるのがこの澤柳さんの言葉なのかなと思い、紹介させていただきました。私自身、あまりまとまっていなかったところが多かったのですが、今回の「小学校は何を学ぶところか」というテーマでの話は以上になります。ありがとうございました。